

## 消火器の破裂事故が多発しています！

2021年5月に兵庫県姫路市で、火災の際に使用した点検未実施の消火器(1989年製)が破裂し、初期消火を行っていた従業員が負傷する事故が発生しました。また、昨年、愛知県名古屋市でも初期消火を行っていた従業員が負傷する同様の事故が発生しました。

**本体容器に腐食がある消火器や、製造年から10年を経過した消火器は、耐圧性能に関する点検をお願いします。**なお、2011年に消火器の規格が改正されており、旧規格消火器は今年の12月31日までに交換が必要です。

建物の安全を守るため、また、従業員の命を守るため、事業所に設置されている消火器を確認しましょう。

### 破裂する恐れがある消火器の例



### 加圧式消火器の破裂のメカニズム



## 消火器の適切な維持管理をお願いします

### チェック①

#### □ 消防法で定められている点検を定期的に行っていますか

- ★消防法第17条の3の3により、点検及び報告が義務付けられています。  
(消防法令により設置義務があるもの)

### チェック②

#### □ 製造年から10年を経過、又は本体容器に腐食等はありませんか

- ★消火器に書かれた使用期限は過ぎていませんか。特に加圧式の消火器で製造年から10年を経過したものや、著しい腐食等が認められる場合は、直ちに交換等をする必要があります。

### チェック③

#### □ 通行や避難に支障がなく、容易に持ち出しができる場所にありますか

- ★消火器は通行又は避難に支障がなく、火災が発生したらすぐに使える場所に設置してあるか確認しましょう。

## 旧規格消火器と新規格消火器の見分け方について

新規格の消火器は、安全上の注意事項などの表示が義務付けられています。

### ●絵表示等の表示が義務付け

**業務用消火器**

■注意事項等の追加

- ・住宅用消火器でない旨の表示
- ・「加圧式」・「蓄圧式」の区別表示
- ・標準的な使用条件で使用した場合に安全上支障なく使用できる標準的な期間または期限
- ・使用時の安全な取扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

■適応する火災の絵表示に変更

旧規格	普通 火災用 普通火災用	油 火災用 油火災用	電気 火災用 電気火災用
-----	--------------------	------------------	--------------------

新：国際規格に準じた絵表示

新規格	普通火災用	油火災用	電気火災用
-----	-------	------	-------

## その他

- ・消防法令により設置が義務付けられておらず、任意で設置された消火器についても、適切な維持管理をお願いします。
- ・新規格消火器の詳細については、(一社)日本消火器工業会の「リーフレット」をご覧ください。
- ・ご不明な点については、最寄りの[消防署](#)へお問合せください。